

教会刑事裁判権について

吉田, 道也
九州大学法学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1343>

出版情報 : 法政研究. 25 (2/4), pp.119-134, 1959-03-05. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

教会刑事裁判権について

吉 田 道 也

目 次

- 一、はしがき
- 二、ローマ時代
- 三、フランク時代
- 四、中世
- 五、若干の問題

一

この小論において取扱われるのは、教会刑事裁判権の概観である。その範囲は場所的にはドイツに限り時代的には近世初までである。教会というのはカトリック教会を指す。^(一)

一 教会の刑罰権

あらゆる団体は、その存立の必要上、その目的の遂行の必要上、その役員並びに構成員に対して紀律 (Disziplin) を維持しなければならない。教会も亦地上における一つの団体として同じ必要がある。しかし教会は宗教的、精神的な団体であるという性質上、規律違反に対する反応の種類、その適用の点で自づから限界がある。

(1) 教会は信者 (構成員、世俗人) に対して親に類似した立場にある。信者の霊的成長を扶ける責任と権利がある。だから教会は信者の上に教育的目的で紀律を強制することがある。これを懲戒と称するとすれば、教会は信者に

対して懲戒を加えることができる。この場合懲戒の手段を懲戒罰と称するとすれば、この懲戒罰は教会罰であるが所謂刑罰ではない。何となればこれは法にもとずいた法的なものではないからである。

(2) 教会は「結び又解く」権を有し、従って「罪」^(三)をゆるす権がある。このとき贖罪 (Busse, poenitentia) をなすことを命じ、これが実行されたときに教会が「罪」をゆるすことがある。この贖罪は罰 (poena) ではないとされる。なんとなれば贖罪の履行は任意的であり、罰は強制的であるからである。^(三)

(3) 教会は又教会罰として法的な刑罰、即ち教会法によって規定された教會的罪 (Kirchliche Delikte)^(四) に対して科せられる教会法の規定する罰を科する。教会刑事裁判権乃至教會刑罰権はこの場合に問題となり得るのである。

法的刑罰即ち教会刑罰 (Kirchenstrafen) は分つて、治療的刑罰 (poenae medicinales) と応報的刑罰 (poenae vindicativae) とに分れる。前者は応報的契機を考慮しないことはないが、本質的には教育刑であつて犯人の改善という目的が決定的契機であり、従つて改悛の実があるものには刑の免除 (absolutio 赦免) が認められる可能性がある。これは目的と権限ある機関とにおいて共通であるから、右の(1)に掲げられた懲戒罰と同じ内容の罰であることが多く、同じ内容の手段が、あるときは懲戒罰として又あるときは刑罰として用いられることがある。故にその中で法規範 (教会法) が前提となつているときだけが治療的刑罰となる。後者即ち応報的刑罰は、犯人の改善よりも法規違反に対する応報を主たる目的とする刑罰である。この場合においても懲戒罰との区別は法的根拠の有無によることにならう。何となれば、懲戒罰にも応報的な性質のものがないわけではないからである。

(4) 聖職者即ち役員 (Beamtene) に対しても同様に教会は懲戒罰若くは教会刑罰を科し、又は贖罪を科することがある。しかしその外に、役員に対しては一般信者 (世俗人) にはない職務上の犯罪があり、聖職免職 (depositio) は世俗人には存在しない聖職者のみに対する実際上の教会刑罰であつた。^(六) 更に職務上の犯罪は世俗法上の犯罪を構成す

ることであつた。

二 世俗的刑罰権との関係

国家は国民の上に刑罰権を行使する。国家以外の権力者はその支配下の人民に対して刑罰権を行使することがある。それ故にこれらのものは教会乃至信者に対しても世俗法上の責任を問うことができるはずである。

それ故に刑罰権に關しても次のような問題を考えることができよう。

第一に、教会法上の罪を犯したものに對する刑罰権を有するものは、教会であるか国家（ここに国家というのは世俗的刑罰権の担い手を總稱する意味で用いている）であるか。

第二には世俗法上の犯罪を行った聖職者に對する刑罰権を有するものは教会であるか国家であるか。

第三には教会刑法殊に教会刑罰とはどういうものであつたか。

以下大体このような点を考慮しつつ教会刑事裁判権を概観しようとするものである。

一

一 初代教会の時代から教団（Gemeinde）は罪ある信者（構成員）に對して懲戒を行った。この懲戒が成功しないときは、教団からの排除即ち破門（Bann）を行ったことがあつた。当時、罪を分つて神に對する罪と隣人に對する罪となし、前者の場合に破門に処したものであつた。^(七)

次にキリストに屬するか否か、即ちキリスト教徒であるか否かは教会（Kirche）に屬するか否かによるといふことになつたために、教団からの破門は、教会からの破門といふことになり、更に司教制の確立とともに、破門又はその赦免はもはや教団の名において行われるのではなく、司教が神の代理人として神の名においてこれを行うものとなつ

た。更に、赦免をゆるさない破門と、適当な贖罪によりこれをゆるす場合とによって破門の性格も変^(八)ってくる。但し赦免をみとめる場合でも（破門が刑とされるならば）破門は応報的刑であった。何となれば、破門は贖罪を強制するために科せられたものではなく、贖罪こそは罪を赦され、同時に神との和解を得るための手段であった。破門は法的不利益を与えるために科せられるものではなく、団体と罪人との関係を絶つために与えられた手段であったのである。信者（世俗人）だけでなく教会役員（聖職者）も排除されることあり、そのときは単に免職になるだけのこともあり、又その上に職務上の収入をも没収されることもある。^(九)

二 コンスタンティヌス帝によるキリスト教公認により、教会刑法は一部はその本質に従って発展したが、一部にはその基本的立場に反する発展もみられた。

(1) 破門は従来の如き永久的破門は少なくなった。それと並行して、生存中の破門、期限の定めがない破門が生じた。しかし被破門者と一切の交渉は絶たるべきことが定められた。このことは聖職者については早くから行なわれたが、世俗人に対して被破門者との一切の交渉が禁止されたのは五世紀半に至ってからのことであった。

より軽微なる不法行為について新しい刑ができた。例えば聖餐（Abendmahl）に参加することの禁止、その他教会の信者の権利の停止等である。

(2) 他方において国家的公認の結果、従来の教會的立場に反する状態が発生するに至った。それは第一には純教會的な非行が国家的な非行とされ国家的刑罰の対象となったことである。第二には破門に反抗するものに対して、教會は國家の援助を請求することができるようになったことである。もつともこの國家の援助が与えられるのは破門の場合であって、その他の場合、教會裁判所の判決の執行にあたっての一般的援助の義務を國家の側において承認したということではなかった。

(3) 聖職者に対する司教の懲戒権乃至教会刑罰権はローマ国法上承認されて、国家的支持がこれに与えられた。それは司教に監督官庁としての権限が認められたのである。その処罰は最初は教会法上の乃至教会に關しての不利を与えるにすぎなかったが、教会罰の執行に、例えば免職の執行に、國家の援助を求め得るようになったのである。

(4) しかし司教の聖職者に対する刑事裁判権はローマ国内では認められなかった。聖職者はすべて國家の刑罰権に服する。ただ聖職者に対する刑事訴追の際に、ユスティニヌス法は、被告たる聖職者に教会罰を科するか否かが問題となった限りに於いて、司教が刑事裁判に關与することを認めた。

(5) 更に國家は立法の面においても教會に干渉する。即ち國家は國法をもつて、教會の懲戒の対象となる行為の構成要件を定め、その上かかる行為に対して、教會罰を定めるのみならず、性質上世俗法的性質を有する刑をも定めた。⁽²⁰⁾ローマ帝國においてキリスト教公認が教會法に与えた影響は以上のように著しいものがあつた。

三

フランク時代においては、教會刑法に更いろいろの変化が生じた。

一 破門は依然として主たる教會刑罰であつたが、被破門者は教會から全く絶縁されたのではなく、一定期間又は生存中、信者の權利 (Kirchliche Mitgliedschaftsrecht) を剝奪されたものとみなされるに至つた。

それは四二五年に異教禁止令が出たので、それ以後ローマ國內においてキリスト教會から全く絶縁されたもの存在は、全く許されないものとなつた。それにもかかわらず破門が行なわれたとすると、その破門は教會から絶縁されて異教に陥いるという意味のものとは考えられなくなる。しかも被破門者は教會との和解を求めのが常であつたという事實は、破門されながらも教會との永久的絶縁と考へなかつたことを示しているように思われる。これは永久的

破門がなくなった一つの理由だと思われる。更に洗礼 (Taufe) の効力の絶対性、不解消性の理論は、洗礼によって一度教会に属した以上その所属は解消されないという結論になる。これが破門の永久性を否定する第二の理由であると思われる。いずれにしても破門の効果は教会からの絶縁ではなくなった。

破門の効果をおのづかに考えると、破門は従来如く、教会からの排除という応報的のものではなく、復帰の可能性を前提とし、犯人の改善を目的とする教育的手段と考えられることになる。このことは聖職者については、比較的早くから見られていたところであったが、世俗人に対しても破門が改善を目的とする治癒的刑 (教育刑) となったのである。

なお、世俗人に対しては笞刑、禁錮刑、その他強制的贖罪 (これは一部は教育刑として、一部は応報刑として科したのである) も科された。但しこの贖罪については、聖職者に対する公の贖罪 (öffentliche Busse)⁽¹¹⁾ が廃止された後は、世俗人に対しても等しく私の贖罪をもって足ることになった。⁽¹²⁾

二このように教会刑罰においても変化があったが、教会犯罪についても、この時代になるとその種類を増加したのであった。しかし前述の如くローマ帝国においては広範囲に教会犯罪が国家刑法上の犯罪とみなされ、或はまた、純国家的 (世俗的) 犯罪に教会刑罰を科せられた場合があったのであるが、メロヴィンガ朝においては、ローマ時代ほど広範囲にこのようなことはおこらなかった。又、ローマ時代には国法をもって教會的懲戒規定を定めたが、このようなくとも少なくなった。このようにメロヴィンガ時代には国家権力と教会刑法乃至教会刑罰との結合は弛緩したのであったが、カロリング時代になると再び国家的犯罪追及と教会刑罰との結合が復活した。⁽¹³⁾ それはゼント裁判所 (Sendgericht) にあらわれる。

カロリング時代に世俗人 (平信徒) に対する教会刑罰権は、殊に巡察 (Visitation) の際に、国王の官吏の統制下

にあったゼント裁判所 (Sendgericht) において行使された。九世紀頃から巡察の際に、各小教区 (Parochien) において名望ある者をして、宣誓の上、教会法上の罪を犯したと推定される者を申告(弾劾)せしめた。巡察者 (Visitor) は教会会議 (裁判所) (Synode, Send) を開催し判決を与える。巡察者は司教だけではなく、その代理として司教座聖堂助祭 (Archidiakon) であることもあったが、後には巡察並びにゼント裁判所に関する権限は司教座聖堂助祭の権限となった。^(一四) このゼント裁判所の判決発見人 (Urteifinder) は本来聖職者だけであったが、十二世紀以来、世俗人の判決発見人が加わり、後には世俗人のみが判決発見人となるようになった。^(一五)

三ゼント裁判所は、同時に教会法上の罪であるような非行について世俗人に対して刑事裁判権を行使した。^(一六) この際ゼント裁判所が刑事裁判所として国家 (乃至世俗的権力) から公認されるのは、国家 (乃至世俗権力) が可罰的 (strafbar) とみなしていない事実 (構成要件) について判断する場合に限られる。何となれば国家刑事法上の犯罪は国家の刑事裁判権に服するからである。それ故に国家が可罰的と認めている場合には、ゼント裁判所における手続がフランク訴訟法の弾劾手続 (Rügeverfahren) 乃至糾問手続 (Inquisitionsverfahren) に従っていても、それはフランク国法上の刑事裁判ではなく、単に教会法上の懲戒手続、教会刑事裁判であるにすぎない。しかし、このような場合にも、もし国家がゼント裁判所の判決の執行に協力したとき、例えば判決を受けた者を拘留することにより、判決された贖罪の履行を強制するような場合には、ゼント裁判所における手続は、これを国家的刑事裁判とみなすことができるのである。^(一七)

このようにフランク王国においては、はじめ教会裁判所であるゼント裁判所が世俗的犯罪を行った世俗人に対しても教会刑罰を科し、国家的刑事裁判の不備を補ったのであった。その後ゼント裁判所と国家の裁判所との管轄権が競合するとき、いずれか一方が裁判を行えば他は裁判を行わないこととなった。他面からいえば、純教会的事件につい

ては教会裁判所に専属管轄権があるが、その他の事件については、教会又は聖職者が被害者である場合には、教会裁判所の裁判を求めるか又は国家の裁判所の裁判を求めるか被害者の選択に委ねられることになった。教会法及び国法のいづれにも規定されている罪については、国家裁判所に繫属しない限り教会裁判所において裁判することができたわけである。

世俗人の世俗法的犯罪についてのゼント裁判所の刑事裁判権は十三世紀以来漸次失われ、トリエント會議以後は、この関係においては司教が若干の犯罪に限り刑事裁判権を持つこととなった。若干の場合とは姦通その他若干の性的犯罪についてであった。^(二八)

四 世俗人の世俗法上の犯罪に関しては、国家が刑事裁判権をもつのであったが、フランク時代にゼント裁判所を通じて教会刑事裁判権がこれに及んだことは、右に略述したところにより、ほぼ明らかに思ったと思う。次に世俗法上の犯罪を行った聖職者についての刑事裁判権について若干の考察が行われねばならない。

国家は聖職者に対する教会内部の懲戒権刑罰権については、何ら干渉しないのみならず、これを支持し援助を与えることはフランク時代に至ってもローマ時代と大差なかった。これに反して世俗法上の犯罪を行った聖職者に対する刑事裁判権は、ローマ帝国においても国家がこれを有していたのであったが、ゲルマン諸部族国家においても、当初は国家の裁判所がこれを有していたのであった。フランク王国においても一般的に世俗法上の犯罪を行った聖職者は次に述べる司教の特例を除き、世俗人の場合と同じく、国家の刑事裁判権に服し、国家刑事法（世俗法）によって裁判され、従って拷問を加えられることもあった。七世紀に入り、これらの聖職者は世俗法でなく教会法によって裁判され従って拷問を用いることは許されなくなった。

六一四年のクロタール二世の勅令 (Dekret Chlothars II, 614.) は司祭 (Priester) 助祭 (Diakon) について、これ

らのものが従前通り世俗裁判に服すべきことを認めている。しかし八世紀末九世紀初のカロリング朝の立法は司祭助祭は教会刑事裁判に服することを定めている。^(一九) 有罪の場合は聖職者免職 (Deposio) が行なわれた後に、世俗裁判によって処罰されるべきものであった。

司教に対する刑事手続は、先ず刑事裁判の必要があると国王又は国王の裁判所が認めたときは、^(二〇) 国王は聖職者のみから成る教会会議 (Synode) を召集して協議することを要し、もしこの会議が被告の有責を認めたときは、被告は除品 (degradatio) やれ、^(二一) 国家の裁判所において、右の有責の認定にもとずき、ローマ法の適用をうけ、国家の刑罰即ち死刑の宣告を受ける。この手続はメロヴィンガ朝カロリング朝を通じて行なわれた。^(二二)

フランク王国では六世紀半以来、司教が教会会議において例えば叛逆罪の宣告をうけたときは、国家の裁判所において世俗的刑罰である死刑並びに全財産没収を宣告する代りに、免職 (depositio) 破門 (excommunicatio) 及び修道院幽閉 (exilium) を以て罰された。^(二三) 但しその際、国家は逮捕審問の権を有し、又事態が不明瞭に陥ることを防ぐため予審を行う権を有した。^(二四)

五 聖職者に対する教会刑事裁判権をもったのは、教会会議であったが、これはカロリング時代に先ず司祭、助祭の犯罪につき管轄権を有した。但しこの場合世俗裁判所の予審に服し、予審に、司教、司祭はフォークト (Vogt) を代理人として参加させた。裁判権は教会にあったが、国家 (世俗権力) も聖職者の犯罪追及の法的手段を有していたのであった。聖職者の犯罪追及にあたって、国家は聖職者の地位を必ずしも考慮したとはいえない。教会は終始聖職者は世俗人によって裁かるべきでないという立場をとり、後には国家もこの要求を認めるに至ったのである。^(二五)

四

一中世になるとイシドール偽典 (Pseudo-Isidorus) ヘネディクタ・レヴィタ (Benedicta Levita) 等の影響により、すべての聖職者につき、教会の刑事裁判権のみがみとめられ、国家の裁判権は聖職者の除品 (degradatio)^(二四)が完了した後にのみこれに及ぶとされた。

これに伴って世俗人に対する教会刑事裁判権にもまた変化が生じた。

(a) 純教會的罪 (delicta mere ecclesiastica)

これについては教会が排他的な、国家により承認され支援される裁判権 (eine ausschliessliche, vom Staate anzuerkennende und zu unterstützende Jurisdiktion) を有する。

(b) 混合的罪 (delicta mixta)

特定の、宗教と直接には関係がない構成要件 (Tatbestände) であるけれども、従来教会の刑罰権の対象となったものがある。これらのものには国家の刑事裁判権に服していたものもあり又は全く放置されていたものもあった。しかしいずれにせよ、教会はこれらのものについて刑事裁判権を主張したのであった。この変化は、国家の刑罰権に対して、教会の刑罰権の優先適用が認めらるべきであるという規定を教会が作ったことにより一挙に実現されたのであった。^(二五)

このような国家の刑事裁判権と競合するような教会刑事裁判権の成立は、一般的通念が、教会刑罰を犯罪に対する充分な贖罪と認め得るか否かにかかっている。故に、特に教會的立場から概念構成され定められた特定の犯罪については、中世においても教会刑罰が同時に世俗法上の不利益を伴う場合があったし、反対に、教會的性質をもった世俗法上の罪については世俗裁判所においても、教会刑罰を科するを適当と認めることもあった。このような場合には教会刑事裁判権の拡大が是認されたのであった。

(c) その他の罪 (delicta civilia)

これは世俗法上の罪である。このような罪についての教会刑事裁判権の行使は、国民的抵抗にあった。これは特に聖職者が犯したとき問題となるであろう。^(二六)

二十三世紀以来ドイツにおいては、教会に奉仕するものは世俗裁判に服しないという原則が普通法 (Das gemeine Recht) として行なわれた。それ故に普通法上の罪を犯した聖職者は右の原則により、国家の裁判には服せず、教会刑事裁判に服する。そして教会刑事裁判で有責と判決された場合には、被告は除品 (degradatio) され然る後国家の裁判所へ移送される。このことは初はすべての聖職者に対して行なわれたことであった。然るに後に下級品級聖職者については、彼らが僧服を着用し剃髪 (Tonsur) をなして居り、教会に奉仕し又は上級品級受領のため教育機関に在るときに限り、彼らは右の裁判特権を主張し得るものと定められ、それ以外の場合には下級品級聖職者は全く世俗人同様に国家の裁判に服した。

その後国主 (Landesherr) と司教とのコンコルダート (Konkordat) により、現行犯の場合、その他重罪の場合には、世俗裁判所は犯人たる聖職者を逮捕しその上で教会裁判所へ引渡すことができる旨を定めた例が多かった。

近代諸国家の立法は右と全く異った立場をとり、世俗法上の罪を犯した聖職者は、国家の裁判に服するというのが一般原則となった。もはや聖職者の除品の有無に問題にならなくなった。^(二七)

教会刑罰はその濫用誤用によって名声を失い、他面、国法上においても罪と認められている教会法上の罪即ち混合的罪を償うに教会刑罰では不充分であると一般通念上認められたために、教会の刑事裁判権は再び内部的刑罰権に逆戻りしたのである。^(二八)

三 中世国家は中世を通じて、教会が治癒的刑罰を適用することをみとめたのみならず、治癒的刑罰 (教会刑罰) に

市民法上の、世俗法上の不利益の効果を附与した。絶対主義国家になると破門の市民法上の効果を消滅させたのみならず、破門の処罰には国家の認可を要するものとなし、又は破門に対する上訴を国家の裁判所が受理するようなこともあった。

近代法においては分離主義をとり、公序良俗に反しない限り、教会の治癒的刑罰の行使に干渉しない。^(二五)

近代法は教会の刑事裁判権、いかえれば刑事裁判としての教会裁判をみとめず教会内部の権限をみとめただけである。しかも教会刑罰の市民的効果をもはやみとめられていない。近代国家は市民的生活に干渉する教会罰をゆるさないからである。だから応報的教会刑罰は世俗人に対しては無意味である。何らの強制を伴わないからである。ただ聖職者に対しては公序良俗に反しない範囲において、国家はこれを認めることがあるが^(三〇)聖職者に対しては必ずしも意味がないものではあるまい。

五

終りに国家の刑罰権と教会犯罪について若干の問題を採上げて考察してみよう。

(a) 純教会的罪 (*delicta mere ecclesastica*) について。

異端 (*Keterei*) 異端とは正統教義と異なることを固持すること即ち教義と異なる信条を有することである。異端に対する教会刑罰は原則として破門であった。

しかしローマ帝国はすでに異端に不名誉 (*Infamie*) 財産没収、遺言能力剥奪、極端な場合には死刑を科した。これらの刑はローマ帝国滅亡後に行われなかった。十一世紀に入ってドイツ及びフランス (一部) で異端者を死刑に処するようになった。しかしこれは制定法によるものでもなく又慣習法によるものでもなく、単に政治的な処置であっ

た。十一世紀前半にイタリアとランゲドック (Languedoc) で異端者に対する死刑が行なわれ十三世紀には異端者に対する死刑と財産没収とが一般に行なわれるようになった。教会は国家のこのような刑罰を是認したのみならず、これを要求し、もし科刑しないときは、その世俗官庁自体に異端の罰を科すべき旨を定めた。もっとも、ドイツではカロリナ法典 (一五三二年) 以来国家刑法は教会のこの要求をみとめなかった。

背教 (Apostasie) 即ち一度入信したキリスト教の信仰をすてることと、分離 (Schisma) 即ち教会の一体性から離れることについても大体異端の場合と同様であった。

(b) 混合的罪 (delicta mixta) についで。

この種の罪は種々あった。偽証等である。近代法によればこの場合も、教会罰は市民法上の効果を伴わない。但し国家刑法の処罰の対象となる場合があった。

(c) その他の罪 (delicta civilia) についで。

若干の純世俗的犯罪を教会が世俗法的原則に立って罰することがあった。主なる場合は聖職者が犯人である場合であった。それ故に聖職者の世俗法上の犯罪の裁判権 (乃至刑罰権) について再び要約すれば次の通りである。

聖職者は十三世紀以来、教会裁判所の裁判管轄権に服する。教会裁判所は自ら判決するか又は被告を除品して国家裁判所へ移送する。

トリエント会議以降も大体同じ。

十六世紀以来教会の要求は無視されるようになり、今日では除品も要しないし、原則として国家裁判所に管轄権がある。

これに反して職務上の罪については従前通り教会裁判に服するが職務上の不法行為を国家的刑法上の罪とする立法

例もあつた。^(三二)

以上を以て甚だ貧しいこの小論は終る。冒頭に掲げた三つの問題についても充分に考察することができず、採上げべくして採上げえなかつた点多く、殊に第三点教会刑法特に教会刑罰の考察は極めて不充分であつた。私は教会刑事裁判についての充分な概念を把握し得たとは言ひえないけれども、他日を期して一応擱筆したい。

(一) 本論文は主として Emil Friedberg ; Lehrbuch des katholischen und evangelischen Kirchenrechts, 4. Aufl. 1895, (Friedberg として引用する) S. 264. ff. S. 292. ff. に拠る。

(二) 教父時代にすでに宗教上の罪 (peccatum) と非行即ち法的な罪 (delictum, crimen) とが區別され、前者は単に思想において犯されるものであるから、外的刑罰の対象にはならず、従つて法的には不可罰的 (rechtlich nicht strafbar) であるとされた。Realencyklopädie für protestantische Theologie und Kirche, herausgegeben von Hauck, Bd. 6, 3. Aufl. 1899, S. 585. ff. (以下この書を Hauck として引用する。) この二つ「罪」はこの両者を含むものと解すべきであらう。

(三) Vgl. Hauck. a. a. O. S. 585.

(四) 前述 (註二) 参照。この場合は法的な罪である。

(五) 教会刑事裁判という用語は、教会法上の罪に対して教会刑罰を科する教会裁判を指すに用い、単に刑事裁判というときは世俗刑法 (国家の刑法) に定める罪につき国家的 (世俗法的) 刑罰を科する世俗、国家的刑事裁判を指すものとする。

(六) Vgl. Aemelius Ludwig Richter; Lehrbuch des katholischen und evangelischen Kirchenrechts, 8. Aufl. bearbeitet von Richard Dove und Wilhelm Kahl (以下 Richter として引用する) S. 769. など (註二四) 参照。

(七) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 266, Anm. 6; 及び Richter, a. a. O. S. 768. f., Hauck, a. a. O. S. 585. 参照。

(八) 二世紀頃から赦免をみとめない破門を生じた。それは主として神に対する罪の場合である。重き罪に陥り破門されたものが

重ねて同様重き罪に陥って破門されたときは、二度目にはもはや赦されない。更に偶像礼拝 (Idolatria)、『姦淫 (Unzucht)』殺人 (Mord) による追放 (破門) もゆるされない。この三つの罪はただ公の贖罪によってのみゆるされた。即ち公に犯した罪を告白し、赦免を哀願し、公に自らを賤しめ苦業を行うことによって、痛悔と改善とを表明することによってのみゆるされた。 Vgl. Hauck, a. a. O. S. 585. 肉的な罪 (Fleisschessünden) に対しては適当な贖罪行為を行うことによりゆるされた。 Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 266. Anm. 6, 8.

(九) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 266. f.

(一〇) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 267. f. Hauck, a. a. O. S. 585. ff.

(一一) 公の贖罪については前記 (註八) 参照。

(一二) 以上 Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 268 und die das. Anm. 18.

(一三) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 268. f.

(一四) Vgl. Richter, a. a. O. S. 598. f. なお、ゼント裁判手続については Vgl. Richter, a. a. O. S. 833. ff.

(一五) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 269.

(一六) 世良晃志郎訳ミッタイス著ドイツ法制史概説二八〇頁参照。 Vgl. Richter, a. a. O. S. 769. f.

(一七) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 269.

(一八) 以上 Vgl. Richter, a. a. O. S. 769ff.

(一九) 六一四年の勅令によって司祭、助祭は世俗刑事裁判に服せず教会刑事裁判に服するようになったという説について

Friedberg, a. a. O. S. 269. Anm. 29. 参照。

(二〇) 重罪即ち叛逆罪、殺人罪、強盗罪は公の刑罰即ち死刑又は流罪 (Exil) に処せらるべき罪であって、司教がこれらの重罪を犯したと認めらるべき場合である。 Vgl. Hauck, a. a. O. S. 588.

- (一一一) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 269. f. ; Richter, a. a. O. S. 771f. ; Hauck, a. a. O. S. 588.
- (一一二) Vgl. Richter, a. a. O. S. 771f.
- (一一三) Vgl. Richter, a. a. O. S. 772f. ; Hauck, a. a. O. S. 588.
- (一一四) 古くは聖職者の品級 (ordo) を失わせることであつた。しかし敍品 (ordinatio) の解消不可能性の理論の發達と共に、これは職と能力の喪失にとどまり、聖職者の身分は失われないことになつた。従つて教会裁判所の人的專屬管轄権は失われな
い。それ故に聖職者に死刑又は身体刑が科せらるべき場合、「教会は流血を好まず」の原則の故に教会裁判を行い得ず、他方
国家は聖職者の裁判特権に妨げられ裁判を行い得ないことになる。それ故に教会法は十二世紀以來、聖職剝奪に段階を設け
た。(一) 僧祿剝奪 (privatio beneficij) 僧祿 (beneficium) を剝奪されれば当然職も失うが、就職の能力を剝奪されたわ
けではないから、新しい聖職に任命されたときはこの刑罰は終了することになる。(二) 聖職免職 (depositio) 聖職を失なう
と同時に再任の能力を失ない又品級権 (iura ordinis) 即ち聖職者としての品級に相当する特権を行使する能力を失なう。
(三) 聖職剝奪 (除品 degradatio) これは職を失なうと同時に、聖職免職の効果とともに裁判特権 (教会裁判所の人的專屬管
轄権) を失ない又教会法上の諸權利を失なう。以上の如く degradatio は嚴密に言えば聖職剝奪であらうが、免職と區別す
る意味で除品という訳語を用いる。差当り Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 278.
- (一二五) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 270 und die das. Anm. 33.
- (一二六) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 270f.
- (一二七) Vgl. Richter, a. a. O. S. 806ff.
- (一二八) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 271.
- (一二九) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 275ff.
- (一三〇) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 279.
- (一三一) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 280ff. ; Richter, a. a. O. S. 794ff.